

# 川崎市障害者虐待防止対策事業実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号、以下「障害者虐待防止法」という。)に規定される障害者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を整備について、必要な事項を定め、障害者及びその家族等が、安心して生活できるような地域環境の整備を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者虐待防止法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、川崎市障害者相談支援センター事業実施要綱による。

### (事業主体)

第3条 本事業の実施主体は、川崎市とする。

### (事業内容)

第4条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 養護者による虐待についての対応
- (2) 障害者福祉施設従事者等による虐待についての対応
- (3) 使用者による虐待についての対応
- (4) 専門的識者からの助言等

## 第2章 養護者による虐待についての対応

### (相談窓口、通報・届出窓口)

第5条 前条第1号に掲げる事業は、区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署(以下「区障害者支援担当部署」という。)及び相談支援センターにおいて行うものとする。

2 前項に規定する相談事業のうち、電話によるものについては、別途専門性を有する団体等に委託することができる。

3 障害者虐待に関する通報、届出については、区障害者支援担当部署及び相談支援センターにおいて、相談票(第1号様式)を作成し、相談支援センターは、作成した相談票により区障害者支援担当部署へ障害者虐待防止法第7条第1項に基づく通報を行うものとする。

4 障害者虐待防止法第32条第2項第1号による養護者による虐待についての通報、届出の受理は、区障害者支援担当部署にて行うこととし、別表1のとおりとする。

### (コアメンバー会議の開催)

第6条 前条第3項による通報・届出がなされたときは、福祉事務所長が、基幹相談支援センター職員のほか、以下に掲げる者のうち必要と認める者により、コアメンバー会議を開催し、速やかにリスクアセスメントシート(第2号様式)を参考に、「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」状況かどうか緊急度を判断するものとする。

区障害者支援担当部署課長

区障害者支援担当部署係長  
区障害者支援担当部署担当職員  
生活保護、高齢者支援担当部署等の担当者  
総合リハビリテーション推進センター職員  
地域相談支援センター職員  
その他

- 2 コアメンバー会議において決定された事項は、出席者内での情報共有を図るとともに、区障害者支援担当部署において速やかにコアメンバー会議録（第3号様式）を作成し、福祉事務所長まで決裁を受けるものとする。
- 3 第1項の緊急性の判断により、危険と判断した際は、区障害者支援担当部署は、必要に応じ、障害者虐待防止法第11条により、被虐待障害者宅への立入調査を行うなど、状況の把握に努めるものとする。
- 4 前項に基づき立入調査権を行使する際は、立入調査票（第4号様式）を携帯することとする。
- 5 第3項に基づき立入調査権を行使する際は、必要に応じて、警察援助依頼書（第5号様式）により、警察に協力依頼を行うものとする。

（個別ケース会議の開催）

第7条 前条第1項による緊急度の判断により、早急に「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」ケースとまではいえず、虐待が疑われるようなケースについては、必要に応じ、なるべく早期に、区障害者支援担当部署が事務局となり、基幹相談支援センター職員のほか、次に掲げる者のうち、福祉事務所長が必要と認める者により、個別ケース会議の開催に努めるものとする。

区障害者支援担当部署  
生活保護、高齢者関係部署等の担当者  
総合リハビリテーション推進センター職員  
地域相談支援センター職員  
障害福祉サービス提供事業所職員  
その他

- 2 前項に基づき、開催する個別ケース会議においては、情報の共有に努め、支援計画を策定するとともに、その役割分担を行うなど、今後の対応の円滑な実施に向けた検討を行うものとする。
- 3 個別ケース会議で決定された支援計画、役割分担について、定期的に情報交換やモニタリングを実施し、必要に応じて、支援計画について再検討を行うものとする。
- 4 個別ケース会議において決定された事項は、出席者内での情報共有を図るとともに、区障害者支援担当部署において速やかに個別ケース会議録（第6号様式）を作成し、福祉事務所長まで決裁を受けるものとする。

（支援の検討）

第8条 障害者虐待に係る支援について、次に掲げる方策を例に、様々な角度から検討を行い、支援計画を策定するものとする。

## 障害福祉サービスの利用

病院への入院、障害福祉施設への通所及び入所

家族への支援、家族間の調整

成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用

(措置)

第9条 障害者虐待防止法第9条第2項の規定により、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法にいう知的障害者以外の障害者を、身体障害者又は知的障害者とみなすにあたっては、コアメンバー会議又は個別ケース会議での検討を経て行うものとし、各会議録の中でその検討経過を記載するとともに、福祉事務所長の決裁を受けて決定するものとする。

## 第3章 障害者福祉施設従事者等による虐待についての対応

(通報及び調査)

第10条 第4条第2号に掲げる事業は、健康福祉局障害保健福祉部において行うものとする。

2 前項に規定する相談事業のうち、電話によるものについては、別途専門性を有する団体等に委託することができる。

3 障害者虐待に関する通報、届出については、健康福祉局障害保健福祉部、区障害者支援担当部署及び相談支援センターにおいて、相談票（第1号様式）を作成し、区障害者支援担当部署及び支援センターは、作成した相談票により健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（以下、「障害者施設指導課」という。）へ送付するものとする。

4 障害者虐待防止法第16条第1項による通報又は同条第2項による届出の受理は、障害者施設指導課を通じて各施設種別による施設所管課（以下、「施設所管課」という。）にて行うこととし、別表2のとおりとする。

5 前項による通報、届出を受けた施設所管課は、障害者福祉施設等の協力の下、当該通報、届出に係る事実確認等の調査を行い、迅速かつ適切な対応を講じるものとする。

(コアメンバー会議の開催)

第11条 前条第3項による通報・届出がなされたときは、健康福祉局障害保健福祉部長が、以下に掲げる者のうち必要と認める者により、コアメンバー会議を開催し、対応方針を協議するものとする。

健康福祉局障害保健福祉部管理職

健康福祉局障害保健福祉部施設所管課係長

健康福祉局障害保健福祉部施設所管課職員

総合リハビリテーション推進センター職員

その他

2 コアメンバー会議において決定された事項は、出席者内での情報共有を図るとともに、施設所管課において速やかにコアメンバー会議録（第3号様式）を作成し、健康福祉局障害保健福祉部長まで決裁を受けるものとする。

(権限行使、神奈川県への報告)

第12条 施設所管課は、前条による通報、届出に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実を確認した事例については、関係機関と連携の上、社会福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による必要な権限を行使する。

2 前項に掲げる事例について、障害者虐待防止法第20条の規定により都道府県知事が公表する際の手続は、神奈川県が定める取扱要領によるものとする。

#### 第4章 使用者による虐待についての対応

(通報及び調査)

第13条 第4条第3号に掲げる相談事業は、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（以下、「障害計画課」という。）において行うものとする。

2 前項に規定する相談事業のうち、電話によるものについては、別途専門性を有する団体等に委託することができる。

3 障害者虐待に関する通報、届出については、障害計画課、区障害者支援担当部署及び支援センターにおいて、相談票（第1号様式）を作成し、区障害者支援担当部署及び相談支援センターは、作成した相談票により障害計画課へ送付するものとする。

4 障害者虐待防止法第22条第1項による通報又は同条第2項による届出の受理は、障害計画課にて行うこととし、別表3のとおりとする。

5 前項による通報、届出を受けた障害計画課は、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の協力の下、当該通報、届出に係る事実確認等の調査を行い、迅速かつ適切な対応を講じるものとする。

(コアメンバー会議の開催)

第14条 前条第3項による通報・届出がなされたときは、健康福祉局障害保健福祉部長が、以下に掲げる者のうち必要と認める者により、コアメンバー会議を開催し、対応方針を協議するものとする。

健康福祉局障害保健福祉部管理職

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課障害者虐待防止法所管係長

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課障害者虐待防止法所管係職員

総合リハビリテーション推進センター職員

その他

2 コアメンバー会議において決定された事項は、出席者内での情報共有を図るとともに、障害計画課において速やかにコアメンバー会議録（第3号様式）を作成し、健康福祉局障害保健福祉部長まで決裁を受けるものとする。

(権限行使、神奈川県への報告)

第15条 障害計画課は、前条による通報、届出を受けたときは、障害者虐待防止法第23条の規定により速やかに、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県に通知するものとする。

## 第5章 その他

### (守秘義務)

第16条 コアメンバー会議及び個別ケース会議においては、生命・身体の保護に必要なケースで本人の同意を得ることが困難であるかどうかを各会議の招集者が判断し、必要に応じて、個人情報を経済資料として提供することとする。ただし、会議終了後、適宜、回収することとし、会議において知りえた個人の情報については、他に漏らさないものとする。

2 コアメンバー会議及び個別ケース会議の構成員は、その会議において知り得た秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (その他の事項)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年10月1日より施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年1月1日より施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

養護者による障害者虐待の通報・届出窓口	
1	川崎区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
2	幸区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
3	中原区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
4	高津区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
5	宮前区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
6	多摩区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
7	麻生区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署

別表 2 (第 10 条関係)

障害者福祉施設従事者による障害者虐待の通報・届出窓口		
1	健康福祉局障害保健福祉部 障害者施設指導課	障害者支援施設、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、福祉ホームを経営する事業
2	健康福祉局障害保健福祉部 障害福祉課	移動支援事業
3	健康福祉局障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課	地域活動支援センターを経営する事業 (B・C・D型)
4	健康福祉局障害保健福祉部 精神保健課	地域活動支援センターを経営する事業 (A型、高次脳機能障害、発達障害、依存症)

別表 3 (第 13 条関係)

使用者による障害者虐待の通報・届出窓口	
1	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

(様式第1号)

### 相談票


記入者 所属 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

相談年月日	年 月 日 時 分 ~ 時 分	対応者	
-------	-----------------	-----	--

【相談の概要】

相談内容	<input type="checkbox"/> 養護者による虐待 <input type="checkbox"/> 障害者福祉施設従事者による虐待 <input type="checkbox"/> 使用者による虐待
	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 経済的虐待
誰からいつからどのような障害者の現況頻度は近隣の風評通報に至った経過被虐待者を障害者であると思う理由など	

【本人の状況】

フリガナ氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 歳
現住所		電話番号			
障害の状況	身体障害（手帳 級）（種類 ）      知的障害（手帳 A1 A2 B1 B2 ） 精神障害（手帳 級） ・ 発達障害 ・ 難病 ・ その他（ ）				
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有（ ）			<input type="checkbox"/> 無
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有（ ）	相談支援事業所		

【家庭状況】

氏名	続柄	年齢	特記事項

非虐待者を取り巻く家族の状況（家族関係・経済状況等）

情報源と保護者の了解	・ 相談者は、 実際目撃している ・ 悲鳴や音を聞いて推測した				
	・ 相談者は、 関係者（ ）から聞いた				
・ 保護者は、 この通告を（ 承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない ）					
相談者（通報者）	氏名		受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	住所または所属機関名		電話番号		調査協力 可・否
	本人との関係		相談意図	障害者の保護・調査・相談	匿名希望 有・無

(様式第2号)

障害者虐待リスクアセスメントシート

	<p>あてはまる場合には[ ]に○を記入し、該当するものを○印で囲む</p> <p>あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は？。</p>	<p>関連情報、あるいは強みや良い点を記入</p>
基本項目	<p>被虐待者は意思疎通が可能か？</p> <p>[ ] できる      ×の場合： ( )</p>	
最重度	<p>① 当事者が保護を求めているか？</p> <p>[ ] 被虐待者自身が保護を求めている ( )</p> <p>[ ] 虐待者が障害者の保護を求めている ( )</p>	
	<p>② 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？</p> <p>[ ] 「殺される」「○○が怖い」「何も食べてない」等の訴えあり ( )</p> <p>[ ] 「何をやるかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり ( )</p> <p>[ ] 性的虐待が疑われる ( )</p>	
	<p>③ すでに重大な結果生じているか？</p> <p>[ ] 例：頭部外傷（血腫 骨折）腹部外傷 意識混濁 重度の褥瘡 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他 ( )</p>	
重度	<p>④ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態がみられるか？</p> <p>[ ] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 極めて非衛生的 極端な怯え その他 ( )</p>	
	<p>⑤ 繰り返されるおそれが高いか？</p> <p>[ ] 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他 ( )</p> <p>[ ] 虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避 ( )</p> <p>[ ] 虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他 ( )</p>	
中度	<p>⑥ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？</p> <p>[ ] 被虐待者への拒否的感情や態度 ( )</p> <p>[ ] 重い介護負担感 ( )</p> <p>[ ] 介護疲れ ( )</p> <p>[ ] 障害と介護に関する知識・技術不足 ( )</p> <p>[ ] 性格的問題（偏り）：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他 ( )</p> <p>[ ] 障害・疾患：知的障害 精神疾患 ( ) 依存症 ( ) その他 ( )</p> <p>[ ] 経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他 ( )</p>	
軽度	<p>⑦ 虐待につながる家庭状況があるか？</p> <p>[ ] 長期にわたる虐待者・被虐待者の不和の関係 ( )</p> <p>[ ] 虐待者・被虐待者の共依存関係 ( )</p> <p>[ ] 虐待者が暴力の被害者 ( )</p> <p>[ ] 虐待を抑制できる人が身近にいない（その他家族・親族が無関心）</p> <p>[ ] 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他 ( )</p>	

判断の目安：最重度：①～③に○がある場合→緊急保護の検討  
 重度：①～③には○がないが、④と⑤に○→保護の検討、もしくは集中的援助  
 中度：①～⑤には○がないが、⑥に○→集中的援助、もしくは防止のための保護の検討  
 軽度：①～⑥には○がないが、⑦に○→継続的、総合的援助

(様式第3号)

## コアメンバー会議録


障害者本人氏名 \_\_\_\_\_

会議日時： \_\_\_\_\_

会議出席者	所属	氏名	所属	氏名

### (1) 虐待事実の判断、緊急性の判断

虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 相談継続（どの機関で： _____） <input type="checkbox"/> 相談終了 <input type="checkbox"/> 虐待の事実・疑いあり（受理） → <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	判断根拠：	
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急分離の検討 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助 <input type="checkbox"/> 事実確認を継続	緊急性判断に至った事実	リスクアセスメントシート結果 【 _____ 】
緊急時の対応の方向性	<input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用（短期利用） <input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用（施設等入所） <input type="checkbox"/> やむを得ない事由等による措置（短期入所） <input type="checkbox"/> やむを得ない事由等による措置（施設等入所） <input type="checkbox"/> 医療機関への入院 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
やむ措置を利用する理由		後見等申立	<input type="checkbox"/> 有（氏名 _____） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中

### (2) 情報収集・事実確認事項

項目	具体的な役割分担			
	どのように	担当者	期日	留意事項

### (3) 個別ケース会議

開催予定日		参加メンバー（予定）	
-------	--	------------	--

(様式第4号)

証 票

第 号

年 月 日交付

所 属

氏 名

上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

川崎市長

印

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項又は若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

3 市町村長は、第7条第1項の規定による通報又は第1項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(様式第5号)

川 第 号  
年 月 日

障害者虐待事案に係る援助依頼書

警察署長 殿

川崎市長

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場所	
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ( )
障害者	障害の内容	
	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	電話番号	( ) - 番
	職業等	
養護者等	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	電話番号	( ) - 番
	職業等	
	障害者との関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話 ( ) - 番 携帯電話 - 番	内線 番

(様式第6号)

個別ケース会議録

(計画策定時)


障害者本人氏名 \_\_\_\_\_

会議目的			計画日	年 月 日	時 分～ 時 分	リスク度		
			評価日	年 月 日	時 分～ 時 分	リスク度		
会議出席者	所属	氏名	所属	氏名	所属	氏名		
検討した項目								
検討内容見立て								
支援目標 (長期と短期と両方記入)	支援内容 (誰が、誰にいつまでに、どのようになど、状況に応じて記入)				達成状況 (評価時に記入)			
①								
②								
③								
④								
⑤								
対応が困難な課題 (残された課題)					次回開催予定日 (評価予定日)	年	月	日

評価結果のまとめ (新たな支援計画の必要性)	
今後の対応	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 相談継続 (どこの機関: ) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 虐待ケースとして継続支援

(計画評価時)


※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入。